



2022年(令和4年)

3月12日

土曜日



中日新聞東京本社

〒100-8505
東京都千代田区内幸町
二丁目1番4号
TEL 03-6910-2211

読者とともに

お問い合わせ
平日 9:30~17:30
◆紙面への質問・意見
03-6910-2201
◆配達・集金
03-6910-2556

購読も **ためしよみ** も
おみろで キュキュキ
0120-026-999
24時間受付中!

Webからの
お申し込みは
こちらから



強制不妊2件目賠償命令

旧法違憲、原告逆転勝訴

東京高裁

旧優生保護法(一九四八
〜九六年)下で不妊手術を
強いられたとして、東京都
内の男性(モ)が国に三千万
円の損害賠償を求めた訴訟
の控訴審で、東京高裁(平
田豊裁判長)は十一日、旧
法を「差別的思想に基づき
非人道的」として違憲と判

断し、男性の請求を退けた
一審東京地裁判決を変更、
国に千五百万円の賠償を命
じる男性逆転勝訴の判決を
言い渡した。
●判決要旨◎原告「感無
量」④面
全国九カ所で起こされた
同様の訴訟で賠償が認めら

れたのは、二月の大阪高裁
判決に次ぎ二件目。両判決
は国の責任を厳しく指摘し
ており、被害救済の在り方
に影響しそうだ。
訴訟では、不法行為から
二十年が経過すると損害賠
償請求権が失われるとする
民法の「除斥期間」の適用

が争点となった。
判決は、被害者の精神的
・肉体的苦痛の重大さに加
え、国が九六年の法改正後
も救済の措置を取らず、被
害者が情報を入手できる制
度の整備を怠ってきた不作
為を批判。除斥期間によっ
て被害者の権利を消滅させ

ることは「著しく正義・公
平の理念に反する」と指摘
した。
被害者に一律三百二十万
円を支給する「一時金支給
法」の請求期限が二〇一九
年四月の同法施行から五年
である点に触れ、さらに困
難な訴訟の提起についても
「施行から五年が過ぎるま
では除斥期間の効果は生じ
ない」と判断した。
平田裁判長は判決の読み
上げ後、所感として「差別
のない社会をつくっていく
のは国や社会全体の責任。
そのためにも優生手術から
長い期間がたった後の訴え

でも、国の責任を不問に付
すのは相当ではないと考え
た」と述べた。
判決によると男性は十四
歳だった一九五七年、不妊
手術を強いられた。一審判
決は旧法自体が違憲かにつ
いては判断せず、賠償請求
は除斥期間が適用されると
し、請求を棄却していた。